

下水道事業に関するこれまでの暫定措置について

1. 下水道事業へ暫定措置を適用した対象物質の暫定基準適用業種数及び下水道事業の暫定基準値

(1) ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、砒素

物質名 (一律排水基準値)	ジクロロメタン (0.2mg/l)		1,2-ジクロロエタン (0.04mg/l)		砒素及びその化合物 (0.1mg/l)	
	暫定基準 適用業種数	下水関係 暫定基準	暫定基準 適用業種数	下水関係 暫定基準	暫定基準 適用業種数	下水関係 暫定基準
施行(見直し) 年月日						
H6.2.1	6業種	2.0mg/l	6業種	0.1mg/l	8業種	0.5mg/l
H9.2.1	-	-	-	-	1業種	0.5mg/l
H12.2.1	-	-	-	-	1業種	0.5mg/l
H15.2.1	-	-	-	-	1業種	0.5mg/l
H18.2.1	-	-	-	-	1業種	0.5mg/l

・暫定基準適用業種数に下水道は含まない

(2) ほう素、アンモニア

物質名 (一律排水基準値)	ほう素及びその化合物 (海域以外 10mg/l) (海域 230mg/l)		アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (100mg/l)	
	暫定基準 適用業種数	下水関係 暫定基準	暫定基準 適用業種数	下水関係 暫定基準
施行(見直し) 年月日				
H13.7.1	11業種	500mg/l	27業種	300mg/l 720mg/l
H16.7.1	10業種	50mg/l	13業種	300mg/l

・暫定基準適用業種数に下水道は含まない

・アンモニアの排水基準におけるアンモニア性窒素の量は0.4乗じた量とする

2. 下水道事業に対する暫定措置適用条件

(1) ジクロロメタン

ポリカーボネート製造業又は農薬原体製造業(反応溶媒にジクロロメタンを使用するものに限る)からの汚水を受け入れるもの。

(2) 1,2-ジクロロエタン

二塩化エチレン製造業、塩化ビニルモノマー製造業又は農薬原体製造業(原料又は反応溶媒に1,2-ジクロロエタンを使用するものに限る)からの排水を受け入れるもの

(3) 砒素及びその化合物

昭和49年12月1日の時点で現に湧出する温泉を利用する旅館業に属する施設からの排水を平成6年2月1日の時点で受け入れているものであって、以下の式により計算された値が0.1を超えるもの。

$$C_i \cdot Q_i / Q$$

C_i : 旅館業から下水道に排出される水の砒素及びその化合物による汚染状態の通常量

Q_i : 旅館業から下水道に排出される水の通常量

Q : 下水道から排出される水の通常量

(4) ほう素及びその化合物

温泉を利用する旅館業に属する施設からの排水を受け入れているものであって、以下の式により計算された値が10を超えるもの。

なお、平成16年7月1日以降は海域以外の公共用水域に水を排出するものに限る。

$$C_i \cdot Q_i / Q$$

C_i : 旅館業から下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常量

Q_i : 旅館業から下水道に排出される水の通常量

Q : 下水道から排出される水の通常量

(5) アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

1) H13.7.1 ~ H16.6.30

有機顔料製造業（フタロシアニンプルークルード工程を有するものに限る）、トリレンジイソシアネート製造業又は発電所（排出ガス処理にアンモニアガスを使用するものに限る）からの排水を受け入れるもの……300mg/l

モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの排水を受け入れるもの……720mg/l

2) H16.7.1 ~ H19.6.30

モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの排水を受け入れるもの……300mg/l